

第35回かみす桜まつりイベント出店要項

1 出店日時及び会場

- (1) 出店日時：令和8年3月28日（土）
- (2) 会場：神之池緑地（神栖市役所分庁舎脇）

2 出店場所：神之池緑地園路

3 許可する営業内容

営業販売ができる品目は行政機関により営業許可が認められている個人、法人（団体）が許可を取得している業種（販売、サービス）についてのみ取り扱うことを原則とする。

4 出店条件

- (1) 市が許可した事業者のみ出店可能とする。
- (2) 出店用機材等（テント、キッチンカー、発電機等）をご自身で用意できること。
- (3) 出店希望者は、出店申込書兼誓約書に記載された事項全てに同意し、必要事項を記入のうえ提出すること。
- (4) 出店内容（販売品目）は正しく申告すること。
- (5) 飲食物を取り扱う出店者は、必ず該当する営業許可等の申請手続きを行うこと。
- (6) 火気類の管理には十分注意を払うとともに、万が一の事故に備え、必ず消火器・消火バケツ等を準備し防火対策を講じること。
※発電機等への燃料の途中補充はなるべく避けること。やむを得ず補充する場合は必ず燃料携行缶を用い、減圧弁調整などの取扱いに熟知した者が行うこと。
※祭り当日に神栖消防署の巡回あり（予定）。
- (7) イベント開催中は感染症対策を徹底すること。
※当日、体調不良の場合は参加をお断りさせていただきます。
- (8) 各店の周辺は責任を持って管理し、終始美化に努めること。
※祭り会場にゴミ箱の設置はありません。
- (9) 暴力団または暴力団員を含む事業者の出店は認めない。
- (10) 悪天候、その他不測の事態の発生等によりイベントが中止となる場合があります。
- (11) 出店者がこの要項のほか法令等に違反した場合や主催者の指示に従わない場合は、出店許可後であっても出店を取消することができるものとする。
- (12) イベントの中止、または出店が取消しとなった場合、神栖市及び（一社）神栖市観光協会からの補償は一切ありません。

5 営業時間・搬入搬出時間・出店位置

- (1) 営業時間：10：00～17：00 まで
- (2) 搬入時間：9：00～9：30 まで ※準備は当日の朝のみ
- (3) 搬出時間：営業時間終了後 ※営業時間終了まで車両移動はできません。
- (4) 出店位置：決定次第通知します。

6 出店時における注意事項

(1) 出店に関すること

- ・当日は、交付された許可書（出店申込書兼誓約書）を2つ折りにし、出店許可印が見えるように店舗内に掲示すること。
- ・指定された場所以外に出店はしないこと。また、指定された出店場所から移動しないこと。
- ・申込者は、出店場所を別の人に譲らないこと。
- ・営業終了後、速やかに片付け等を行うこと。なお、営業時間終了まで車両の移動はできません。
- ・公園施設を損傷又は汚損させないこと。
- ・公園内の手洗い場、トイレ、雨水桝等の排水施設に食品、油その他一切のものを流さないこと。
- ・桜等の樹木を折らないように十分注意し、もし破損させた場合は速やかに連絡すること。トイレ等の公園施設も同様とする。
- ・公園施設等を損傷・汚損した場合は、元の状態に復元すること。

(2) 車両に関すること

- ・指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は駐車しないこと。
- ・園路等通行者の安全に十分注意し、搬出入を行うこと。

(3) 安全管理に関すること

- ・火気と燃料は、なるべく離して置くこと。
- ・燃料及び機材が転倒しないよう安定した所に設置すること。
- ・発電機等への給油の際は、エンジンを停止すること。
- ・通路に機材・燃料・物品等を置かないこと。

7 その他

- (1) 各出店者は、感染症対策、搬入搬出方法・食品衛生上の注意事項など、この要項に定めるほか神栖市・（一社）神栖市観光協会が必要に応じて行う指示を厳守すること。
- (2) 当日は出店許可条件のほか、神栖市都市公園条例及び施行規則の規定を遵守すること。
- (3) 出店者が主催者の指示に従わない場合、出店者の行為について違法あるいはイベントの趣旨から不適当と判断した場合等には、出店許可後も許可を取消すことができるものとする。
- (4) 出店に際し発生したトラブルやお客様からの苦情について主催者は一切の責任を負いかねます。各出店者が責任を持って誠実に対応してください。

8 問合せ先

神栖市 産業経済部 観光振興課

T E L : 0299-90-1217 F A X : 0299-90-1226

E-mail : kanko@city.kamisu.ibaraki.jp